

「とやま子育て応援団」
協賛マニュアル

令和5年4月

目 次

協賛店になったら	1
優待サービスの提供について	2
登録内容を変更等したいとき	3
とやま子育て応援団 変更届	5
とやま子育て応援団 終了届	6
PRステーションとは	7
とやま子育て応援団事業 PRステーション設置要綱	9
お出かけサポート部門とは	13
とやま子育て応援団（お出かけサポート部門）事業実施要領	14
連携事業とは	20
子育て支援パスポート全国共通展開とは	21
その他	22

協賛店になったら

1 ステッカーの掲示について

店舗入口、ドア付近またはレジ付近など、目立つ所に貼付してください。
(届いた日から貼付願います。) 複数必要の場合は、県までご連絡ください。
※ただし、法律による公告規制の対象となる医療施設及びマッサージ指圧等の施術所においては施設内に貼付してください。

2 ポスターの掲示について

シンボルマークと優待サービス内容・期間が記載されたポスターを店内の目立つ所に掲示してください。複数必要の場合は、県までご連絡ください。
なお、とやま子育て支援ポータルサイト「とみいくフレフレ」内とやま子育て応援団ホームページからもポスターがダウンロードできます。

【HP】 <https://kosodate-toyama.jp/toyama/>

「協賛店（施設）の申し込み」ページの「ポスター（サービス内容書き込み用）」がダウンロードできます。」の下にある「PDFダウンロード」ボタンを押してください。

余白部分に優待サービス内容、サービス期間を記載願います。

ポスター（A3版）

とやま子育て応援団

優待サービス内容・期間

優待サービスの提供について

1 対象

18歳未満（高校等在学者含む）の子ども連れの家族

2 実施方法

18歳未満（高校等在学者含む）の子ども連れの家族が次のもの等で応援団マークを提示した場合、事前に登録した優待サービスを提供してください。

- ・「とみいくフレフレ」携帯サイト
- ・優待カード
- ・ガイドブックの表紙
- ・その他、雑誌、チラシや「とみいくフレフレ」からダウンロードして印刷された応援団マーク

3 接客従業員さまへの周知

利用者さまからのマーク提示や質問に対し、適切にご対応いただくために、接客従業員さまへ制度の周知をお願いします。

応援団制度のしくみ



登録内容を変更等したいとき

1 サービス内容等の変更について

サービス内容、サービス期間、店舗名、所在地、電話番号など、登録内容を変更する場合は、あらかじめ別紙「とやま子育て応援団 変更届」を FAX か郵送にて県までご提出ください。また、登録フォームによる申込みも可能です。(ホームページの内容を更新します。)

2 協賛の終了について

とやま子育て応援団への協賛を終了する場合は、あらかじめ別紙「とやま子育て応援団 終了届」を県までご提出ください。また、登録フォームによる申込みも可能です。(ホームページから削除いたします。)

(変更届)

年 月 日		
とやま子育て応援団 協賛店(施設) 登録変更届		
富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行		
所在地		
企業名等 代表者名 (担当者名:)		
下記のとおり、変更事項を届出します。		
1 店舗名称等		
店舗 (施設)名	フリガナ	
所在地	フリガナ	
電話番号	FAX番号	
2 変更の時期及び理由		
・時期 _____年 月 日		
・変更理由		
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>		
3 変更する内容		
項目	変更前	変更後

(終了届)

年 月 日		
とやま子育て応援団 協賛店(施設) 登録終了届		
富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行		
所在地		
企業名等 代表者名 (担当者名:)		
とやま子育て応援団への協賛を次のとおり終了するので、届出します。		
1 店舗名称等		
店舗 (施設)名	フリガナ	
所在地	フリガナ	
電話番号	FAX番号	
2 終了の時期及び理由		
・時期 _____年 月 日		
・終了理由		
<div style="border: 1px solid black; height: 20px;"></div>		

※変更届、終了届は「とみいくフレフレ」とやま子育て応援団ページからもダウンロードできます。

The image shows a screenshot of the 'とみいくフレフレ' website. At the top, there is a navigation bar with the logo and contact information. Below the navigation bar, there are three buttons: '当協会(所管)のホームページ', 'お問い合わせ', and 'お問い合わせ'. The main content area features a large banner for 'とやま子育て応援団' (Tohama Child Rearing Support Group) with a red arrow pointing to the 'とやま子育て応援団' link in the bottom navigation bar. The banner includes the text: 'とやま子育て応援団は、親子のふれあいや家族の絆を深めていただく機会を提供し子育て情報を伝えます。' Below the banner, there are two columns of application options. The left column has two boxes: 'とやま子育て応援団とは?' and '子育て支援バスケットボール部共進会(ソダテ)'. The right column has two boxes: '登録フォームから申し込む' and 'FAXで申し込む (PDFダウンロード)'. At the bottom, there is a navigation bar with four links: 'とやま子育て応援団', '子育て支援バスケットボール部共進会', 'とやま子育て応援団', and 'とやま子育て応援団'. The 'とやま子育て応援団' link is circled in red.

年 月 日

とやま子育て応援団 協賛店（施設）登録変更届

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

所在地

企業名等

代表者名

（担当者名： ）

下記のとおり、変更事項を届出します。

1 店舗名称等

店舗 (施設)名	フガナ		
所在地	フガナ 〒		
電話番号		FAX 番号	

2 変更の時期及び理由

・時期 _____ 年 月 日

・変更理由

--

3 変更する内容

項目	変更前	変更後

年 月 日

とやま子育て応援団 協賛店（施設）登録終了届

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

所在地

企業名等

代表者名

（担当者名： ）

とやま子育て応援団への協賛を次のとおり終了するので、届出します。

1 店舗名称等

店舗 (施設)名	ツガナ		
所在地	ツガナ 〒		
電話番号		FAX 番号	

2 終了の時期及び理由

・ 時 期 年 月 日

・ 終了理由

--

PRステーションとは

1 PRステーションとは

応援団事業や県の子育て支援情報等の普及啓発を、地域において中核的に担う協賛店のことです。

2 PRステーションの要件

- ① 応援団の協賛店である
- ② 応援団に理解があり、制度の普及に意欲がある
- ③ 親子で出入りしやすく、PRステーションの担当窓口が明確
- ④ リーフレットスタンド及びPRステーションの目印（フラッグ、のぼり旗）の設置場所が確保できる



PRステーションフラッグ

3 PRステーションの活動内容

- ① 子育て家庭に対する応援団の周知や利用促進の働きかけ

- ・利用者様に応援団制度の紹介や利用を勧める。
- ・利用者様から応援団について質問があったら教える。
- ・接客従業員の方々にも応援団制度について周知する。

- ② PRチラシ等応援団に関する印刷物等の常備

PRチラシ等を利用者の皆様が手に取れる場所に置いてください。

- ③ その他、県の子育て支援情報等の提供

県から送付する子育てに関連するチラシ等の配布にご協力ください。

4 PRステーションになるには

「とやま子育て応援団事業 PRステーション設置要綱」様式1の「とやま子育て応援団PRステーション申込書」により申し込んでください。（必要に応じ、実地調査等を行う場合があります。）

5 PRステーションになったら

PRステーションに登録されたら、県より、登録書（同設置要綱様式2）を交付します。

併せて、次のものを送付します。

- ① PRステーションフラッグ
- ② のぼり旗（希望協賛店のみ）
- ③ PRチラシ

6 PRステーショングッズがなくなったとき

PRチラシ等がなくなった場合、県までご連絡願います。必要な部数を送付いたします。

また、PRステーションフラッグやのぼり旗が破損した場合もご連絡ください。新しいものを送付いたします。

7 利用者様からのご意見等があったら

利用者様からご意見等があった場合、随時、県までご連絡ください。今後の事業展開の参考にしてまいります。

8 PRステーションを終了したいとき

PRステーションを終了したいときは、「登録取消し」の申し出（様式等不問）があった場合は、登録を取り消します。（ホームページから削除いたしません。）

なお、同設置要綱2の要件に照らし、PRステーションとして相応しくないと認められる場合も取り消しします。

とやま子育て応援団 PRステーション設置要綱

1. PRステーションの定義

とやま子育て家庭応援優待制度協賛企業（以下、「協賛企業」という。）で、とやま子育て家庭応援優待制度（以下、「制度」という。）や県の子育て支援情報等の普及啓発を、地域において中核的に担う協賛企業をいいます。

2. PRステーションの要件

PRステーションの要件は、次のとおりです。

- ①制度の協賛企業であること
- ②制度に理解があり、制度の普及に意欲があること
- ③親子で出入りしやすく、PRステーションの担当窓口が明確になっていること
- ④制度に関する印刷物及びPRステーションの目印（フラッグ、のぼり旗）の設置場所が確保できること

3. PRステーションの活動内容

PRステーションにお願いする業務は、次のとおりです。

- ①子育て家庭に対する制度の周知や利用促進の働きかけ
- ②PRチラシなど制度に関する印刷物等の常備
- ③その他、県の子育て支援情報等の提供

4. PRステーションの登録

- ①PRステーションを希望する協賛企業は、様式1「PRステーション申込書」により、とやま子育て家庭応援企業・団体連絡会事務局（以下、「事務局」という。）に申込みます。
- ②事務局は、申込みのあった協賛企業について、必要に応じて実地調査等を行い、適性等を審査し、PRステーションの登録を行います。
- ③事務局はPRステーションを登録した場合、様式2「PRステーション登録証」を交付します。

5. PRステーションの有効期間

登録又は更新時から1年間とします。なお、PRステーション又は事務局から登録取消しの申し出がない限り、自動更新するものとします。（ただし、平成21年事業年度の登録については、事業年度末の平成22年6月30日までとします。）

6. PRステーション登録の取消し

2の要件に照らして、PRステーションとして相応しくないと認められる場合、又は、PRステーションから「登録取消し」の申し出があった場合は、登録を取り消します。

7. PRステーション活動に対する支援

事務局は、PRステーションの活動のために、所定の物品を配布するとともに、PRステーションの周知に努めます。

8. 事務局に対する協力

事務局から、PRステーションの活動状況等について照会等があった場合は、協力をお願いします。

9. その他

その他、この要綱に定めのない事項については、必要に応じ、とやま子育て家庭応援企業・団体連絡会長が定めます。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

とやま子育て応援団 PR ステーション申込書

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

店舗（施設）名 _____

所在地 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

とやま子育て応援団 PR ステーションに下記の通り申し込みます。

記

担当者名 (部署・役職)	
グッズの設置 について	① のぼり旗の設置 希望する ・ 希望しない ② チラシなどの設置場所 ex. レジカウンター、店の既存パンフレット棚など (_____)
営業時間 休業日	
今まで応援団として取り組んできたこと、また、今後やってみたいことなど、 ご自由にご記入願います。	

※可能な限り、写真（店舗の外観、パンフレット等の設置場所など）を添付願います。

とやま子育て応援団PRステーション登録証

様

貴店を「とやま子育て応援団PRステーション」に登録いたします。
とやま子育て応援団の周知、利用促進の為、地域において普及啓発
にご協力をお願いいたします。



年 月 日

とやま子育て家庭応援企業・団体連絡会
(事務局: 富山県厚生部こども家庭室こども政策課)

お出かけサポート部門とは

1 お出かけサポート部門とは

授乳室や妊産婦優先駐車場など親子連れが気軽に外出できる環境づくりに取り組み「とやま子育て応援団」に登録したお店（施設）です。

2 設置している設備やサービス

- (1) 授乳室を設置している。
- (2) おむつ交換台(ベビーシート)を設置している。
- (3) 使いやすいトイレ(ベビーキープ・幼児用トイレ)を設置している。
- (4) 妊産婦等優先駐車場を設置している。
- (5) キッズスペース等、子どもが遊べるスペースを設置している。
- (6) ベビーカーやベビーカーの貸出を行っている。
- (7) ミルクのお湯の提供を行っている。
- (8) 子ども用イスを設置している。
- (9) 一時預かりのできる託児室を設置している。
- (10) 育児相談コーナーなどを設置している。
- (11) その他、子育て中の親子が利用できる設備の設置や、サービスの提供を行っている。

3 登録するには

「とやま子育て応援団（お出かけサポート部門）事業実施要領」の様式第1号「とやま子育て応援団協賛店（施設）お出かけサポート部門申込書」又は様式第2号「とやま子育て応援団協賛店（施設）お出かけサポート部門推薦書」を県へ提出してください。

（必要に応じ、実地調査等を行う場合があります。）

登録された店舗等へは、シンボルマークの入った店頭表示用ステッカー（⇒）を交付いたします。



お出かけサポートステッカー

4 変更するには

登録した内容を変更する場合には、あらかじめ同実施要領の様式第3号「とやま子育て応援団協賛店（施設）お出かけサポート部門変更届」を県へ提出してください。

5 終了するには

登録した内容を取りやめる場合等には、あらかじめ同実施要領の様式第4号「とやま子育て応援団協賛店（施設）お出かけサポート部門終了届」を県へ提出してください。

とやま子育て応援団（お出かけサポート部門）実施要領

1 目的

安心して子どもを生み育てることができ、次世代を担う子どもが健やかに成長できる環境の整備を推進するため、子育て中の親が子ども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組んでいる小売店や公共施設（以下「店舗等」という。）を募集し、「とやま子育て応援団（お出かけサポート部門）」として登録して、その取り組み情報を広く公開する。

2 内容

- (1) 富山県（以下「県」という。）は、登録された店舗等へシンボルマークの入った店頭表示用ステッカーを交付する。
- (2) 県は、登録された店舗等の取り組み情報などについて、「とやま子育て応援団」のホームページなどにより、広くPRする。

3 応募資格

応募資格は、子育て中の親子にやさしい、思いやりのある支援やサービスを提供している店舗等で、次に掲げる項目のうち、いずれかに該当するものとする。

- (1) 授乳室を設置している。
- (2) おむつ交換台（ベビーシート）を設置している。
- (3) 使いやすいトイレ（ベビーキープ・幼児用トイレ）を設置している。
- (4) 妊産婦等優先駐車場を設置している。
- (5) キッズスペース等、子どもが遊べるスペースを設置している。
- (6) ベビーカーやベビーカーの貸出を行っている。
- (7) ミルクのお湯の提供を行っている。
- (8) 子ども用イスを設置している。
- (9) 一時預かりのできる託児室を設置している。
- (10) 育児相談コーナーなどを設置している。
- (11) その他、子育て中の親子が利用できる設備の設置や、サービスの提供を行っている。

4 応募手続

- (1) 応募に際しては、それぞれ別紙様式第1号または様式第2号を県へ提出するものとする。(2) 県は、別紙様式第2号による他薦の場合において、推薦のあった店舗等にその旨を説明し、登録の意思のある店舗等は、別紙様式第1号を提出するものとする。
- (3) 応募は、郵送や電子メール、またはFAXにて随時受け付けるものとする。

5 その他

- (1) 県は、応募内容について、必要に応じて現地確認をすることができるものとする。
- (2) 設置している設備などについては、安全面・衛生面などが充分配慮されているものに限り、登録できるものとする。
- (3) 登録された店舗等は、その登録内容を変更する場合には、あらかじめ別紙様式第3号を県へ提出しなければならない。また、店舗等が登録内容を取りやる場合等には、あらかじめ別紙様式第4号を県へ提出しなければならない。

- (4) 県は、店舗等からの応募内容が事実と異なっていたり、応募資格に適合しない場合には、登録しない、または登録を取り消すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

とやま子育て応援団 協賛店(施設) お出かけサポート部門申込書

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

所在地

企業名等

代表者名

(担当者名:)

とやま子育て応援団 協賛店(施設)お出かけサポート部門に下記の通り申し出ます。

店 舗 (施設)名	フリガナ		
所 在 地	フリガナ 〒		
電話番号		FAX 番号	
HP アドレス		メールアドレス	
営業時間	時 分 ~		時 分 (24 時間表示)
定 休 日			
お店(施設) の紹介等 ※HP上で紹介いたします (40字以内)			
<p>私たちは、こんな子育て支援をしています！(該当する番号を全て○で囲んでください。)</p> <p>(1) 授乳室を設置している。</p> <p>(2) おむつ交換台(ベビーシート)を設置している。</p> <p>(3) 使いやすいトイレ(ベビーキープ・幼児用トイレ)を設置している。</p> <p>(4) 妊産婦等優先駐車場を設置している。</p> <p>(5) キッズスペース等、子どもが遊べるスペースを設置している。</p> <p>(6) ベビーカーやベビーカーの貸出を行っている。</p> <p>(7) ミルクのお湯の提供を行っている。</p> <p>(8) 子ども用イスを設置している。</p> <p>(9) 一時預かりのできる託児室を設置している。</p> <p>(10) 育児相談コーナーなどを設置している。</p> <p>(11) その他、子育て中の親子が利用できる設備の設置や、サービスの提供を行っている。</p> <p>(具体的には、)</p>			
<p>とやま子育て応援団 協賛店(施設)(割引やポイントサービス等の提供)に</p> <p>・既に協賛している。 ・今回、同時に申請している。 ・協賛しない</p>			

※ 申請の際は、設備の写真やサービス内容が分かるチラシなど、支援内容がわかるものを添付してください。

とやま子育て応援団 協賛店(施設) お出かけサポート部門推薦書

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

子育てにやさしい環境づくりに取り組んでいるこの店舗（施設）を、「とやま子育て応援団協賛店（施設）お出かけサポート部門」に推薦します。

店 舗 (施設)名	フリガナ
所 在 地	フリガナ 〒
電話番号	(ご存知であれば記入してください)
<p>私たちは、こんな子育て支援をしています！ (該当する番号を全て○で囲んでください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 授乳室を設置している。 (2) おむつ交換台(ベビーシート)を設置している。 (3) 使いやすいトイレ(ベビーキープ・幼児用トイレ)を設置している。 (4) 妊産婦等優先駐車場を設置している。 (5) キッズスペース等、子どもが遊べるスペースを設置している。 (6) ベビーカーやベビーカートの貸出を行っている。 (7) ミルクのお湯の提供を行っている。 (8) 子ども用イスを設置している。 (9) 一時預かりのできる託児室を設置している。 (10) 育児相談コーナーなどを設置している。 (11) その他、子育て中の親子が利用できる設備の設置や、サービスの提供を行っている。 <p>(具体的には、)</p>	

推薦者 連絡先	お名前
	ご住所
	TEL () —
	E-Mail

※ 推薦いただいた店舗に了解を得られないなど、「とやま子育て応援団協賛店（施設）お出かけサポート部門」に登録できない場合がありますのでご了承ください。

とやま子育て応援団 協賛店(施設) お出かけサポート部門 変更届

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

所在地

企業名等

代表者名

(担当者名:)

下記のとおり、変更事項を届出します。

1 店舗名称等

店 舗 (施設)名	フリガナ		
所 在 地	フリガナ 〒		
電話番号		FAX 番号	

2 変更の時期及び理由

- ・ 時 期 年 月 日
- ・ 変更理由

--

3 変更する内容

項 目	変 更 前	変 更 後

※ 追加・変更の際は、設備の写真やサービス内容が分かるチラシなど、新しい支援内容がわかるものを添付してください。

とやま子育て応援団 協賛店(施設) お出かけサポート部門 終了届

富山県厚生部こども家庭室こども政策課 行

所在地

企業名等

代表者名

(担当者名:)

とやま子育て応援団 お出かけサポート部門への協賛を次のとおり終了するので、届出します。

1 店舗名称等

店舗 (施設)名	フリガナ		
所在地	フリガナ 〒		
電話番号		FAX 番号	

2 終了の時期及び理由

・ 時 期 年 月 日

・ 終了理由

--

連携事業とは

1 連携事業とは

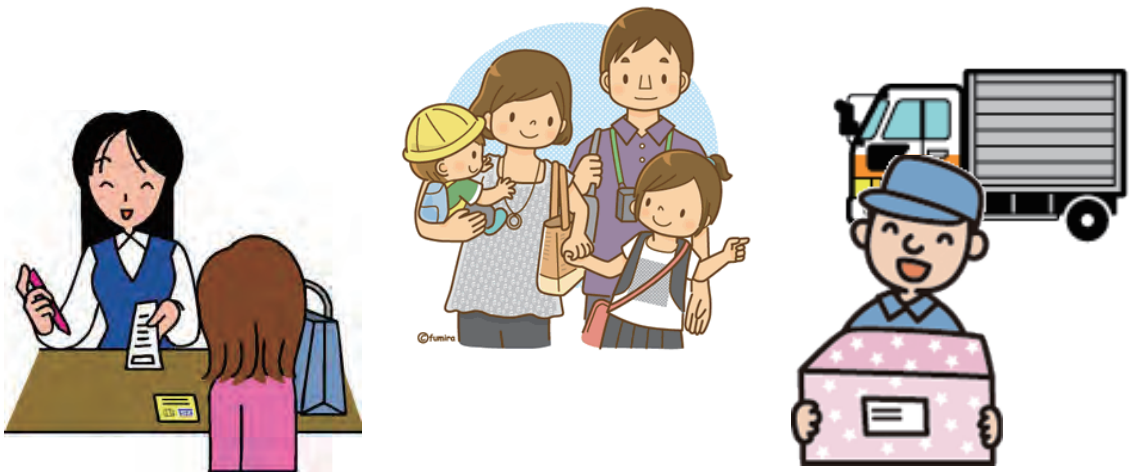
金融商品の金利の優遇など、子ども連れでは利用しにくい事業者の子育て家庭を応援する取組みについて、「とやま子育て応援団」連携事業として認定することにより、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図っていくものです。

2 実施方法

子ども連れの必要はありませんが、保険証等で子育て家庭であることを証明する必要があります。

3 サービス内容の例

- 金融機関・・・18歳以下の子どもを持つご両親に定期積金の金利を優遇
- 旅行会社・・・18歳未満の子ども（高校生含む）と親子で旅行される場合に、企画商品を割引
- 県生協・・・未就学児の子どもを持つ家庭を対象に、「けんせいきょう」加入の日から小学校入学まで配達手数料が無料 等



4 連携事業を実施したいとき

連携事業を実施したい場合は、詳細について、県にお問合せください。

子育て支援パスポート全国共通展開とは

1 子育て支援パスポート全国共通展開とは

富山県内の方だけでなく、県外から旅行や帰省で訪れた方も、全国共通展開に参加している協賛店舗でサービスを受けることができます。

2 実施方法

全国共通展開に参加している協賛店は、登録時に県より郵送する「子育て支援パスポート全国共通ロゴマーク」のステッカーを店頭へ貼付してください。

18歳未満（高校等在学者含む）の子ども連れで来店し、「子育て支援パスポート全国共通ロゴマーク」を提示された場合に、「とやま子育て応援団」と同様の優待サービスを提供してください。



3 フレンドリーメニューとは

次のようなサービスを、県内の子育て家庭だけでなく県外の子育て家庭にも、提供する店舗（施設）です
粉ミルクのお湯の提供／おむつ替えスペースあり／トイレにベビーキープ設置
／授乳スペースあり／キッズスペースあり／ベビーカー入店可能等

4 全国展開に参加するには

現在、とやま子育て応援団協賛店で、新たに全国展開協賛店に参加したい場合は、県までご連絡ください。

とやま子育て応援団に未加入の場合は、とやま子育て応援団協賛店申込書を県までご提出ください。ホームページより登録フォームによる申込みも可能です。

5 全国展開を終了するには

県までお問い合わせください。なお、全国展開を終了しても、とやま子育て応援団協賛店舗としての登録が終了となることはありません。

その他

1 登録内容の確認について

8月～9月頃に、登録していただいた協賛内容（サービス期間、優待サービス内容）や店舗名、住所等について、内容確認の照会をしています。

なお、利用者様は、常時パソコン・携帯等で協賛店のサービス内容等を検索しますので、登録内容を変更する場合は、あらかじめ県に変更届をご提出ください。（⇒p. 3参照）

2 メールマガジンの発行について

新規加入の協賛店情報や子育て支援情報をタイムリーに提供するため、毎月1回、メールマガジンを発行しています。メールマガジンに掲載したらよい子育て支援関連情報やご意見等がありましたら、「とやま子育て応援団」までお知らせください。

【お問合せ先】

とやま子育て家庭応援企業・団体連絡会

（事務局：富山県厚生部こども家庭室こども政策課）

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL 076-444-9683、FAX 076-444-3493

「とみいくフレフレ」とやま子育て応援団

<https://kosodate-toyama.jp/toyama/>

